後期高齢者医療制度の

おしらせ

皆さんにご負担いただく保 険料は2年ごとに見直すこ とになっています。

保険料率の見直しについて

■ 保険料率が変わりました



H24·25年度 年 **47,709**円

H26·27年度 年 **51,472**円額 (3,763円増)



所 H24·25年度 10. 61_% H26・27年度

10. 52%
(0.09ポイント減)



H24·25年度 **55**万円 H26·27年度 **57**万円 (2万円増)

安心じゃ

■ 平成26年度保険料の計算方法

均等割【1 人あたりの額】

51.472円

所得割【本人の所得に応じた額】

(平成25年中の所得-33万円)× 10.52%

1年間の保険料

(100円未満切り捨て)《上限額:57万円》

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。 平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

保険料の軽減

1 均等割の軽減《世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります》

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。 ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成26年度年額	頭(前年度比)
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	年額 5,147円	(約400円増)
33万円	8. 5割軽減	年額 7,720円	(約600円増)
33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	年額25,736円	(約1,900円増)
33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	年額41, 177円	(約3,000円増)

2 所得割の軽減《被保険者個人の所得で判定します》

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

3 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方に ついては、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

者だった方に にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民 健康保険等は含まれません。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主

■ 年間保険料額の例

●単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	_	5,100円	400円増
153万円	8. 5割	_	7,700円	600円増
168万円	8. 5割	5割	15,600円	500円増
192.5万円	5割	5割	46,500円	12,600円減
203万円	2割	5割	67,400円	2,800円増
211万円	2割	5割	71,600円	6,800円減
213万円	2割	_	104, 200円	7,100円減
214万円	_	_	115,600円	3,200円増

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成26年度	前年度比	
80万円	夫・妻	9割	_	5, 100円	400円増	
153万円	夫・妻	8. 5割	_	7,700円	600円増	
168万円	夫	8. 5割	5割	15,600円	500円増	
100/1/1	妻	0.069	_	7,700円	600円増	
211万円	夫	5割	5割	56,200円	12,700円減	
211万円	妻		_	25,700円	12,400円減	
217万円	夫	5割	_	93,000円	13,000円減	
	妻		_	25,700円	12,400円減	
238万円	夫	2割	2割		130,500円	2,200円増
	妻				41, 100円	3,000円増
258万円	夫	2割		151,600円	7,500円減	
	妻				41,100円	6,600円減
259万円	夫	_		162,900円	2,800円増	
	妻			51,400円	3,700円増	

後期高監督 医療制度 に関する お問合せは ■保険料の決定に関すること 北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601

赤平市役所市民生活課

- ■保険料について…国保賦課徴収係
- ■資格・給付について…医療保険係

332-2214